第1 審査会の結論

令和2年1月7日付けの開示請求(以下「本件請求」という。)に対して、令和2年1月20日付けで宮崎県教育委員会(以下「実施機関」という。)が行った公文書不開示決定(以下「本件決定」という。)は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、小林高等学校の校長、教頭、地歴・公民科教員の日本国憲法尊重擁護義務宣誓書(以下「宣誓書」という。)について本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を保有していないことから本件決定を行い、 審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年1月24日に審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消す」との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によるとおおれれ次のとおりである。

- (1) 審査請求書
 - ア 虚偽回答であり違法である。
 - イ 宣誓書は、保存期間区分標準の30年保存に該当する。
 - ウ 同じ宮崎県の組織である警察本部も30年である。
 - エ 小林市もえびの市も30年。文科省及び総務省は永久保存である。
- (2) 反論書
 - ア 辻褄が合わなくなったので、ファイル管理基準表に無理矢理後日挿入したものであり悪質。データ改竄と同じである。
 - イ 以前は、別表保存期間区分基準の3年保存の3「前号に掲げるもののほか」 で説明していた。適当であり子供騙しである。
 - ウ 宮崎県行政機関一覧を見ると教育長と県警本部は同じ宮崎県に属する組織である。同じ県組織で県警が退職後2年保管で、小林高校長が3年で廃棄のはずはない。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件決定を行った理由として宣誓書については保存期間満了により 廃棄しているため文書はないとし、弁明書においておおむね以下のとおり文書が存 在しない理由を説明している。

審査請求人が開示を求める宣誓書については、県教育庁等文書取扱規程(平成2

年教育委員会教育長訓令第4号)第42条により、服務に関する総括的な文書に該当するものとして、保存期間を3年としている。

このことから、対象の職員は全て、採用時から3年以上経過しており、開示請求 のあった公文書については、保存期間満了により、すでに廃棄している。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審議の経過
令和2年 4月 1日	諮問を受けた。
令和2年 6月25日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由等

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

- 1 本件諮問案件について
 - (1) 本件において対象となっている宣誓書は、諮問第65号、諮問第69号及び諮問第73号において提起された審査請求と同じ性質の文書である。
 - (2) これら宣誓書の不存在に対する審査請求については、対象となる人物等が違うものの、宣誓書の保存期間を3年と定めている以上、対象となる人物が採用後3年を経過している事実を確認した上で、保存期間が過ぎた宣誓書について廃棄のため存在しないとする実施機関の説明は合理的であり、決定は妥当であると判断し、平成30年3月26日付け答申第63号、平成30年9月14日付け答申第64号及び平成31年2月13日付け答申第69号を発出している。
 - (3) また、本件審査請求人は上記答申に係る審査請求人であり、当審査会による判断の過程については既に示しているところである。

2 本件決定に対する判断について

以上のことから、本案件は、過去の諮問事案と内容が類似した案件であり、事情の変化も認められない。争点や事実の認定については、答申第63号を準用することとし、宣誓書に対する保存期間を3年と定めている以上、保存期間を経過した文書は廃棄したため文書は存在しないとする実施機関の説明は合理的であると判断する。

よって、「第1審査会の結論」のとおり判断する。